

函館市契約条例施行規則 新旧対照表

現 行	改 正 案																								
(随意契約によりことができる場合の限度額) 第30条の2 令第167条の2第1項第1号に規定する規則で定める額は、次の表に定めるところによる。 <table border="1"> <tr><td>(1) 工事または製造の請負</td><td style="text-align: right;"><u>130万円</u></td></tr> <tr><td>(2) 財産の買入れ</td><td style="text-align: right;"><u>80万円</u></td></tr> <tr><td>(3) 物件の借入れ</td><td style="text-align: right;"><u>40万円</u></td></tr> <tr><td>(4) 財産の売払い</td><td style="text-align: right;"><u>30万円</u></td></tr> <tr><td>(5) 物件の貸付け</td><td style="text-align: right;">30万円</td></tr> <tr><td>(6) 前各号に掲げるもの以外のもの</td><td style="text-align: right;"><u>50万円</u></td></tr> </table> (既納部分払) 第33条 契約者から請求があつたときは、契約金額が<u>80万円</u>以上で特に必要と認めるものに限る、契約の履行前にその既納部分について既納数量相当額の部分払とすることができる。 2 (略) (部分払) 第44条 契約者から請求があつたときは、契約金額が<u>130万円</u>以上の工事で必要と認めるものに限る、契約の履行前にその既済部分（検査を受けた材料を含む。以下同じ。）について当該既済部分の工事金額の10分の9以内の額の部分払をすることができる。ただし、次の各号のいずれにも該当し、市長が特に必要と認める場合にあっては、既済部分の工事金額の10分の9以上の額を支払うことができる。 (1)・(2) (略) 2・3 (略)	(1) 工事または製造の請負	<u>130万円</u>	(2) 財産の買入れ	<u>80万円</u>	(3) 物件の借入れ	<u>40万円</u>	(4) 財産の売払い	<u>30万円</u>	(5) 物件の貸付け	30万円	(6) 前各号に掲げるもの以外のもの	<u>50万円</u>	(随意契約によりことができる場合の限度額) 第30条の2 (略) <table border="1"> <tr><td>(1) 工事または製造の請負</td><td style="text-align: right;"><u>200万円</u></td></tr> <tr><td>(2) 財産の買入れ</td><td style="text-align: right;"><u>150万円</u></td></tr> <tr><td>(3) 物件の借入れ</td><td style="text-align: right;"><u>80万円</u></td></tr> <tr><td>(4) 財産の売払い</td><td style="text-align: right;"><u>50万円</u></td></tr> <tr><td>(5) 物件の貸付け</td><td style="text-align: right;">(略)</td></tr> <tr><td>(6) 前各号に掲げるもの以外のもの</td><td style="text-align: right;"><u>100万円</u></td></tr> </table> (既納部分払) 第33条 契約者から請求があつたときは、契約金額が<u>150万円</u>以上で特に必要と認めるものに限る、契約の履行前にその既納部分について既納数量相当額の部分払とすることができる。 2 (略) (部分払) 第44条 契約者から請求があつたときは、契約金額が<u>200万円</u>以上の工事で必要と認めるものに限る、契約の履行前にその既済部分（検査を受けた材料を含む。以下同じ。）について当該既済部分の工事金額の10分の9以内の額の部分払をすることができる。ただし、次の各号のいずれにも該当し、市長が特に必要と認める場合にあっては、既済部分の工事金額の10分の9以上の額を支払うことができる。 (1)・(2) (略) 2・3 (略)	(1) 工事または製造の請負	<u>200万円</u>	(2) 財産の買入れ	<u>150万円</u>	(3) 物件の借入れ	<u>80万円</u>	(4) 財産の売払い	<u>50万円</u>	(5) 物件の貸付け	(略)	(6) 前各号に掲げるもの以外のもの	<u>100万円</u>
(1) 工事または製造の請負	<u>130万円</u>																								
(2) 財産の買入れ	<u>80万円</u>																								
(3) 物件の借入れ	<u>40万円</u>																								
(4) 財産の売払い	<u>30万円</u>																								
(5) 物件の貸付け	30万円																								
(6) 前各号に掲げるもの以外のもの	<u>50万円</u>																								
(1) 工事または製造の請負	<u>200万円</u>																								
(2) 財産の買入れ	<u>150万円</u>																								
(3) 物件の借入れ	<u>80万円</u>																								
(4) 財産の売払い	<u>50万円</u>																								
(5) 物件の貸付け	(略)																								
(6) 前各号に掲げるもの以外のもの	<u>100万円</u>																								